



スマホと
マイナンバーカードで
いつでもどこでも手軽に!

国税電子申告・納税システム

e-Taxで確定申告

国税庁HPより

所得税・贈与税

2023年3/15(水)まで

個人事業者の消費税等

2023年3/31(金)まで

2022年分の確定申告が始まります。スマホやパソコンから手続き可能なe-Taxから提出する方が増えています。e-Taxは、確定申告会場への来場や申告関係書類の持参・郵送が不要となるほか、追加された新機能でますます便利になっています。

e-Taxでできること

- 国税の電子申告** … 所得税、法人税、消費税等の確定申告、相続税、贈与税の申告など
- 電子申請・届出** … 個人事業者の開業・廃業等届出、青色申告の承認申請、法人設立届、消費税課税事業者選択届出など
- 電子納税** … 所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税など



e-Taxで確定申告をするメリット

	自宅から e-Tax	書面提出 (郵送・持参)
税務署への持参	不要	移動時間・ 交通費がかかる
印刷・郵送代	不要	送料(郵送の場合)・ 印刷代がかかる
添付資料	一部の書類を除き 原則 提出省略	原則 必要
利用時間	24時間いつでも ※メンテナンス時間を除く	(持参の場合) 入場整理券の取得が必要
還付金受取	3週間程度	1か月~1か月半程度
青色申告控除額	最大65万円	最大55万円 ※電子帳簿保存の場合を除く
申告書控え	すぐに入手・確認 ※マイナンバーカードが必要	原則1つ 郵送の場合、返信用封筒が必要

e-Tax 主な事前準備

- 1 スマホ又はパソコンとネット環境の準備**
- 2 マイナンバーカードの準備**
マイナンバーカード方式で申告する場合に必要。
※ID・パスワード方式で申告する場合は不要
- 3 利用者識別番号の取得**
原則、e-Taxのログインには利用者識別番号が必要。e-TaxのHPや税務署等で取得が可能。マイナンバーカード方式で申告する場合は、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号入力でログインが可能。
- 4 電子証明書の取得**
マイナンバーカード方式の場合は、ICチップに組み込まれた電子証明書を利用するため、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーライタを準備する。
- 5 アプリやソフトのインストール**
スマホとマイナンバーカードを使ってe-Taxを利用する場合は、マイナポータルアプリをインストールする。

e-Taxの利用可能時間

2023年1/4(水)~3/15(水)

上記の所得税等の確定申告時期は、
全日(土日祝を含む) 24時間 利用可能

※通常期は火~金 24時間、月土日祝 8:30~24:00
(12/29~1/3を除く)
※毎週月曜 0:00~8:30のメンテナンス時間を除く

CHECK

マイナンバーカードやスマートフォンを使った申告がさらに便利に!

- ・マイナンバーカードの読取回数が1回に(R5.1月~)
- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大中、今後も順次拡大予定
- ※新たに、医療費・公的年金の源泉徴収票・国民年金保険料を追加
今後、給与所得の源泉徴収票・iDeCo・小規模企業共済等掛金等拡大予定

確定申告で分からないことや判断に迷うことがございましたら、お気軽に担当者までご相談ください。





しずおかFPサービス column

昨年末に発表された税制改正大綱では、贈与税に関する改正案がいくつか示されています。そこで、今回は**贈与税の基本事項**を確認しておきたいと思います。

そもそも贈与税が課されるのは、「個人」から年間110万円を超える財産をもらった場合です。財産ですから、金銭に限らず土地、建物、株式、車など多くのものが対象となります。

また、思わぬかたちで贈与税がかかってくる「みなし贈与」というものがあります。例えば、親が家を引き継ぐ子に所有している土地を安く譲った場合、時価との差額が贈与とみなされます。他には、親が子にお金を貸して返済がない場合や子の借金を肩代わりしてあげた場合も贈与があったものとして取り扱われます。

大きな資産を動かすときには専門家への相談を忘れないようにしましょう。

(No.4402贈与税がかかる場合、No.4423個人から著しく低い価額で財産を譲り受けたとき 国税庁)



『相続なんでも相談会』

無料

要予約

毎月開催中！ 相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています。

【浜松会場】2023年2月18日(土)

毎月第3土曜 浜松市中区元城町216-11
鴻池元城ビル3階

【掛川会場】2023年2月19日(日)・21日(火)

毎月第3日曜 掛川市弥生町234
毎月第3火曜 JA掛川市やよい支所内会議室

【出張会場】2023年2月20日(月)

時間 9:00~17:00

※1時間単位の予約制

場所 瑞穂会館

浜松市中区高丘西二丁目34-1



《予約電話番号》

☎ 0537-61-2102

平日9時~16時受付

税理士法人タックスサポート掛川支社内

主催

一般社団法人

しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

□本社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□本店営業部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11
□静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15
□掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14
□リニューアル部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312